

パレスチナ暫定自治区ガザ地区における平和構築を求める意見書

パレスチナのイスラム組織ハマスとイスラエルの軍事衝突により、パレスチナ暫定自治区ガザ地区（以下「ガザ地区」という）において、尊い人命が深刻な危機的状況にさらされ、市街地に甚大な被害をもたらす事態が続いています。

ガザ地区での飢餓も深刻化する中、今年三月二十八日には国際司法裁判所（ICJ）が、イスラエルに対し「緊急に必要な基本的なサービスと人道支援」を行うための「全ての必要な実行ある措置」をとるよう命じました。

また、五月二十八日には、国際刑事裁判所（ICC）が、イスラム組織ハマスの指導者並びにイスラエルのネタニヤフ首相及びガラント国防相を人道に対する罪と戦争犯罪で告発し、逮捕状を請求しました。

イスラエルのガザ攻撃による死者数は、子どもや女性をはじめ三万五千人を超えています（五月現在）。

こうした人道的危機を一刻も早く止めるため、各国政府、国際機関が団結し、即時停戦を実現させることが求められます。

日本は、第二次世界大戦でも多くの民間人犠牲者を出した過去を持ち、中央区としても平和都市宣言を行い、世界平和を推進する立場から、この惨状を決して見過ごすことはできません。

よって中央区議会は、ガザ地区における平和構築のため、イスラエル、ハマス双方に対し、人道目的の停戦及び人質の即時・無条件の解放を求めることを政府に要望します。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

令和六年七月二日

東京都中央区議会議長 瓜生 正 高

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
あて